

**秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う
基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル説明書**

令和6年12月4日

秋 田 市

1 目的

この説明書は、当該施設の設計者を選定する「公募型プロポーザル方式」の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う基本・実施設計業務委託

(2) 業務内容

秋田南中学校と築山小学校、中通小学校の統合校を併設した小中併設校の整備に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備、環境整備）業務

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年9月3日（木）まで

(4) 委託者

秋田市長 穂 積 志

(5) 委託費の上限

348,000,000円（消費税および地方消費税を含む。）

(6) 計画条件等

「秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備計画概要書」（**資料1**）による。

3 受託者の選定方法

(1) 方式

本業務の受託者選定は、公募型プロポーザル方式による。

審査委員会による審査の結果、合計得点（以下「得点」という。）が最も高い者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定し、2番目に高い者を優秀提案者として次点交渉権者に選定するものである。得点と同点の場合は、審査委員会の協議により最優秀提案者および優秀提案者を選定する。

市は、当該優先交渉権者を相手方として、基本・実施設計業務に関する契約締結の交渉を行う。

(2) 技術提案書の提出者に係る要件

本プロポーザルの参加要件は、アに掲げる要件を満たす単体企業又はアとイに掲げる要件を満たす共同企業体とする。

共同企業体とする場合の構成員は、他の参加者ではないこと。

ア 単体企業又は共同企業体代表者

- (ア) 秋田市に本社を有し、本市の建築関係建設コンサルタント業務に登録されていること。
- (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (エ) 参加表明書の提出期限から受託者決定日までの間において、本市の指名停止又は入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (オ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上有すること。
- (カ) 常勤職員を5名以上有すること。
- (キ) 延べ面積3,000㎡以上（改築工事の場合は改築に係る部分の延べ面積）の公立の小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の新築工事又は改築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。（令和6年国土交通省告示第8号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」別添一第1項第一号および第二号における基本設計および実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、共同企業体の受注形態は問わないものとする。）

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

上記ア(ア)から(エ)の要件を満たしていること。

(3) 技術提案書の評価基準

技術提案書の評価は、下記により行う。

ア 事務所の実力

事務所又は共同企業体の能力について、下記の点により評価する。

- (ア) 事務所の資格別技術者数
- (イ) 過去における主要業務実績
- (ウ) 過去における同種・類似業務実績

イ 担当チームの能力

本業務を担当するチームの能力について、下記の点により評価する。

なお、担当チームにおける総括責任者および建築担当主任技術者は、提案者の事務所に所属することを要件とするが、これ以外の技術者については、その限りでない。

- (ア) 総括責任者の資格、経験年数
- (イ) 各担当主任技術者の資格・経験年数
- (ウ) 各担当技術者の資格・経験年数
- (エ) 総括責任者および建築担当主任技術者の主要業務実績

ウ 業務実施方針

下記の点について提案を求め、その妥当性を評価する。

- (ア) 業務への取組体制
- (イ) 工程計画、動員計画
- (ウ) 設計上特に配慮する事項等（提案を求めている課題を除く。）

エ 課題に対する提案内容

下記の点について提案を求め、その的確性、独創性、実現性を評価する。

的確性・・・与えられた条件と整合性がとれている提案か

独創性・・・ノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案か

実現性・・・提案内容が具体的かつ実現可能なものであり、説得力のある提案か

- (ア) 児童生徒および教職員のための学校づくりの考え方について

A 個別最適な学びや協働的な学びなど多様な学習活動に柔軟に対応できる空間づくりの

工夫

B 小中連続した児童生徒の学びのつながりや異年齢交流、小中学校教職員の連携を意識した施設計画の工夫

C 児童生徒の成長、発達段階に応じた建築計画の工夫

D ワークショップの実施など、学校関係者の意見を聞きながら連携して学校づくりを進めていくための方策

(イ) 機能性や耐久性を有し、経済性に配慮した施設整備の考え方について

A 近年の建築コストの上昇に対する工事費縮減に向けた方策

B 脱炭素社会の実現に向けた省エネやランニングコストの縮減、将来の設備更新や維持管理への配慮

(ウ) 学校の地域連携に対する考え方について

A 災害時における学校活動の継続や避難所の開設等に配慮した施設計画の工夫

B 児童室の併設や屋内運動場の地域開放等に配慮した動線計画および施設管理上の工夫

(エ) 施工計画について

A 限られた敷地内における工事ヤード確保や工事期間中の学校利用者および周辺地域への配慮など施工計画の提案

(4) 審査

プロポーザルに関わる審査は、「秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という）において行う。

委員名簿は、審査結果の発表まで公表しない。

4 担当部局

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市教育委員会 総務課 施設担当

TEL:018-888-5805、FAX:018-888-5804

E-mail:ro-edmn@city.akita.lg.jp、URL:https://www.city.akita.lg.jp/

5 必要手続き

(1) 参加表明書の提出期限及び方法

「参加表明書作成要領」(資料2)による。

ア 提出期限

令和6年12月18日(水)午後5時(土曜日・日曜日および祝日を除く)

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと)で提出すること。

様式6は20部、その他の様式は各1部提出すること。

ウ 提出先

4に同じ。

(2) 資格要件に関する質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

質問は、下記により「質問書」(様式7)を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和6年12月5日（木）から12月11日（水）午前9時～午後5時（土曜日・日曜日および祝日を除く）

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メールのいずれかで提出すること。（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること）

ウ 提出先

4に同じ。

エ 回答

回答は、令和6年12月16日（月）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、全ての質疑応答の内容を秋田市ホームページに掲載する。

(3) 技術提案書提出者の指名

参加表明書が提出され、3(2)の要件を満たすことが確認されたものに対し、技術提案書の提出を求める。

(4) 技術提案書の提出期限及び方法

「技術提案書作成要領」(資料3)による。

ア 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時

イ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

ウ 提案数および提出部数

提案は、1案に限る。

技術提案書の提出部数は20部とする。（カラーコピー可）

エ 提出先

4に同じ。

(5) 技術提案に関する質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

質問は、下記により「質問書」（様式7）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ア 受付期間

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）午前9時～午後5時（土曜日・日曜日および祝日を除く）

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メールのいずれかで提出すること。（持参以外の場合は、到着又は着信を確認すること）

ウ 提出先

4に同じ。

エ 回答

回答は、令和7年2月12日（水）までに質問者に対して電子メールにより行うほか、全ての質疑応答の内容を秋田市ホームページに掲載する。

(6) プレゼンテーションおよびヒアリング

プレゼンテーションおよびヒアリングの日時、場所等の詳細は、別途通知する。

なお、プレゼンテーションおよびヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として審査の対象としないこととする。

(7) 審査結果の通知

審査結果は、提案者に直接通知するほか、秋田市ホームページに掲載する。

6 失格

次の事項の一つに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- (2) 指定する様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (5) 許容された表現方法以外の方法が用いられているとき。
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 審査結果に影響を与えるような工作をしたとき。
- (8) 課題に対する提案において1項目でも全ての委員が0点の評価をしたとき。
- (9) その他、本説明書に違反すると認められるとき。

7 受注資格の喪失

本業務を受託したもの（協力を受ける他の者を含む。）と、資本・人事面等において関連があると認められる製造業および建設業を行う企業は、本件業務に関する工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

8 業務委託先の特例

審査の結果、合計得点が最も高い者が、辞退その他の理由で業務委託契約を締結できない場合は、次点者と契約を締結することができるものとする。

9 その他

- (1) 参加表明書および技術提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受理しない。
- (3) 提出期限以降における参加表明書および技術提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 技術提案書に記載された配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出された参加表明書および技術提案書は、返還しない。
- (6) 提出された参加表明書および技術提案書は、審査以外の目的で無断使用しないものとする。
- (7) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (8) 技術提案書の著作権は、原則として当該書類等の提出者に帰属するが、採用した技術提案書等の著作権は、秋田市に帰属するものとする。
- (9) 他の文献を引用した際は、出典を明示すること。
- (10) 手続きにおいて使用する言語は、日本語とする。

以 上

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備計画概要書

令和6年12月4日
秋 田 市

1 基本構想

本市の教育は、「第4次秋田市教育ビジョン」（令和4年3月）を定め、「あきたの未来をともにつくりともに生きる「自立と共生」の人づくり」を目指しております。この中で、施設整備に当たっては、学校施設の機能確保および教育環境の適正な維持管理を図り、児童生徒の安全安心な学校生活を確保するため、「秋田市学校施設長寿命化計画」に基づいた学校施設の計画的・効果的な老朽化対策および安全対策に取り組んでいくこととしています。

上記を踏まえ、秋田南中学校、築山小学校、中通小学校の3校による小中併設校の整備にあたっては、9年間を見通した一貫性と発展性のある学習指導により、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、確かな学力の育成や一人ひとりの個性や能力を育む場として、より良い学校づくりを目指すものです。

2 敷地概要

- (1) 計画地所在地 : 秋田市南通宮田15番1号
- (2) 敷地面積 : 約20,400㎡(建物敷地約9,700㎡、屋外運動場約10,700㎡)
- (3) 用途地域の指定 : 第一種中高層住居専用地域
- (4) 建ぺい率/容積率 : 60% / 200%
- (5) 防火地域の指定 : 22条指定区域
- (6) 供給処理施設 : 上水道:市水道、下水道:公共下水道、ガス:都市ガス
- (7) その他 : 建設用地は都市計画公園に指定されているが、現在、都市計画変更の手続き中であり、令和6年度末に廃止予定である

3 施設概要等

(1) 構造・規模

- ア 構造 : 不問(校舎棟、屋体棟、給食棟)
- イ 規模 : 想定延べ面積 18,000㎡程度
- ウ その他 : 既存校舎解体跡地にグラウンド8,000㎡程度(100m直線トラックを設けること)を整備するほか、敷地内に来客用駐車場および駐輪場を設ける。

※1 各棟は、一体整備も可能とする。

※2 仮設校舎は建設せず、既存校舎を使用しながら既存グラウンド敷地に新校舎を整備すること。

※3 既存グラウンド西側のテニスコートは、本体工事着手前に防球ネット等の撤去および整地予定である。

※4 大雨時の浸水対策として、建設予定地の計画地盤は前面道路よりも高く設定すること。

(2) 計画所要室

() 内は箇所数を示す。□で囲まれた諸室は共用整備も可能とする。

普通 教室	小学校	普通教室(24)、学習室(3)、多目的スペース* ¹ (6)、特別支援学級(4)、 通級指導教室(2)
	中学校	普通教室(15)、学習室(3)、多目的スペース* ¹ (3)、特別支援学級(2)
特別 教室	小学校	理科教室(2)、理科準備室(2)、音楽教室(1)、音楽準備室(1)、 図工室(1)、図工準備室(1)、外国語室(1)、生活科室(1)、 特別活動室(2)、教育相談室(3)、 図書室(1)
	中学校	理科教室(2)、理科準備室(2)、音楽教室(1)、音楽準備室(1)、 技術室(1)、技術準備室(1)、美術室(1)、美術準備室(1)、 特別活動室(1)、教育相談室(3)、進路資料・指導室(1)、 図書室(1)
	共用	家庭科室(1)、家庭科準備室(1)
管理 諸室	小学校	校長室(1)、 職員室(1) 、保健室(1)、 印刷室(1) 、放送室(1)、 教材室(3)、児童リフレッシュルーム(1)、 校務員室(1) 、会議室(1)
	中学校	校長室(1)、 職員室(1) 、保健室(1)、 印刷室(1) 、放送室(1)、 教材室(3)、生徒リフレッシュルーム(1)、生徒会室(1)、 校務員室(1) 、会議室(1)
	共用	職員更衣室(2)、職員リフレッシュ室(2)
体育 施設	小学校	アリーナ(1)、ステージ(1)、放送室(1)、控室(2)、器具庫(2)、 更衣室(2)
	中学校	アリーナ(1)、ステージ(1)、放送室(1)、控室(2)、器具庫(2)、 更衣室(2)、柔道場・剣道場(1)、部室 ^{※2} (1)
給食 施設	共用	給食調理室(1)、検収室(1)、アレルギー対策室(1)、配膳室(各階)、 倉庫(1)、休憩室(1)、搬入口
児童室 ^{※3}		集会室(1)、図書室(1)、遊戯室(1)、事務室(1)、物置(1)
その他		各部門のトイレ(適宜バリアフリートイレを設ける)、機械室(1)、 消火ポンプ室(1)、電気室(1)、エレベーター(2)、防災備蓄倉庫(1)、 倉庫

※1 1学年に1スペースとし、普通教室としての転用も考慮すること。

※2 校舎に設ける部室はバスケットボール(男女)、バレーボール(男女)、卓球(男女)、
剣道(男女)とすること。

※3 児童室の玄関およびトイレは、学校のものとは共用も可とするが、放課後や休日の利用も考慮した動線計画、管理計画とすること。

(3) 設備計画

- ア 暖房 : 各居室、屋体棟アリーナ、給食室
- イ 冷房 : 各居室、給食室
- ウ 給水 : 直圧方式を基本とし、必要に応じて加圧給水方式を併用する
- エ その他 : 校内LAN、Wi-Fi、応急給水栓等

(4) 地質調査・用地測量

地質調査および用地測量の資料は企画提案書提出期間内に提供する予定である。

(5) 児童生徒数の推移（令和6年4月1日現在）

令和6年度	人数(学級数)							
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	特別支援
築山小学校	55(2)	78(3)	63(2)	75(3)	76(3)	89(3)	436(16)	8(2)
中通小学校	30(1)	36(2)	33(1)	35(1)	30(1)	22(1)	186(7)	8(3)
秋田南中学校	90(3)	108(4)	111(4)				309(11)	8(2)

令和12年度	人数(学級数)							
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	特別支援
小学校(統合後)	97(4)	97(4)	98(4)	106(4)	83(3)	121(5)	602(24)	未定
秋田南中学校	99(4)	125(5)	110(4)				334(13)	未定

4 事業スケジュール

令和7～8年度	基本・実施設計
令和8年度	準備工事（プール解体等）
令和8～11年度	新校舎建設工事（外構含む）
令和12～15年度	既存校舎解体工事（秋田南中、築山小）、グラウンド整備工事

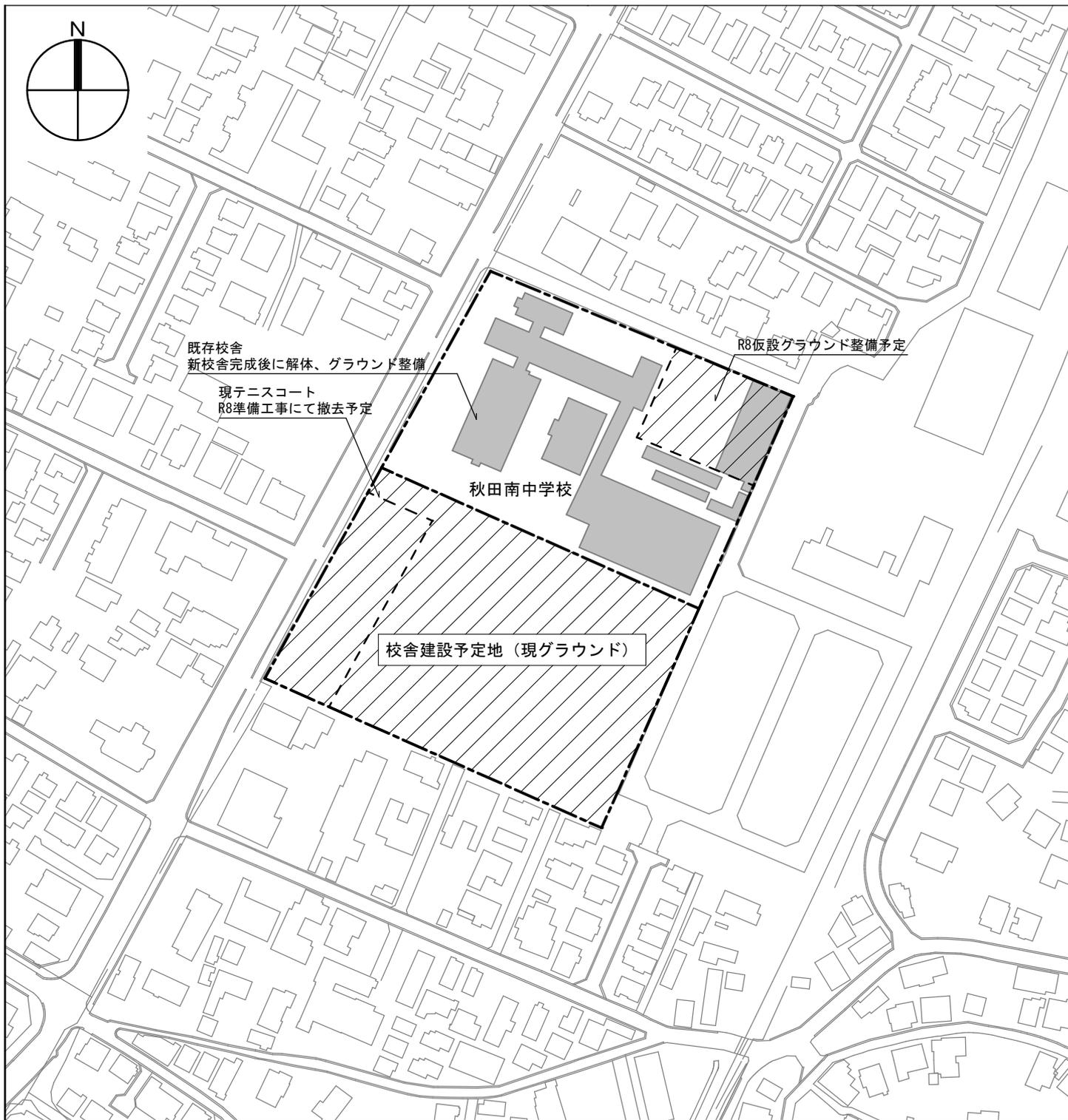
5 事業費の目安

新校舎の建設費は99.4億円（消費税および地方消費税を含む。）を超えないものとする。

なお、建設費は設備工事を含む新校舎建設費および建設予定地（現グラウンド用地）内の外構整備を対象とした工事費の目安であり、設計時には建設コスト縮減に向けた検討を行うこと。

また、基本・実施設計業務委託の概算予定価格の上限は、348,000千円（消費税および地方消費税を含む。）とする。なお、算定にあたっては秋田県設計業務委託算定基準を適用する。

以上



配置図 S=1/2,000

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う
基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル
参加表明書作成要領

令和6年12月4日
秋 田 市

1 様式

参加表明書の様式は、様式1から様式6のとおりとする。

なお、共同企業体として参加する場合は、設計共同体協定書の写しを1部提出することとする。

2 記載要領

記載方法の留意事項は下記による。

なお、共同企業体による共同提案の場合は、共同企業体を構成する事務所ごとに様式3から6を作成するものとする。

(1) 会社概要（様式3）

ア 提出者

提出者の会社の名称および代表者名を記載する。

イ 本社の所在

提出者の会社の本社の住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを記載する。

ウ 事務所登録

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所としての登録事項を記載する。

エ 一級建築士

提出者の事務所に所属する一級建築士について記載する。

オ 常勤職員数

常勤職員数を技術職員、事務職員、その他に分類して記載する。

(2) 事務所の資格別技術者数（様式4）

提出者の事務所に所属する常勤技術職員数を、保有する資格別に記入する。

(3) 事務所の主要業務実績、同種・類似業務実績（様式5）

過去に受注した主要業務について10件以内、同種・類似業務について5件以内に関し、様式に従って記載する。

その際、同種・類似業務とは、以下の全ての項目に該当する業務とし、主要業務実績と同種・類似業務実績が重複することは差し支えないものとする。

ア 延べ面積3,000㎡以上（改築工事の場合は改築に係る部分の延べ面積）の公立の小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の新築工事又は改築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

イ 令和6年国土交通省告示第8号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」別添一第1項第一号および第二号における基本設計および実施設計に関する業務実績であること。

(4) 事務所の業務実績（様式6）

様式5において、事務所の主要業務実績又は同種・類似業務実績に掲げた業務のうち、3件以内を選んで、施設概要、設計コンセプト、写真等をA4版各1枚にまとめる。

3 添付書類

参加表明書の提出にあたっては、次の書類各1部を添付するものとする。

- (1) 法人登記簿謄本の写し
- (2) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類
- (3) 参加表明書に記載した一級建築士の免許証の写し
- (4) 労働者名簿若しくは雇用保険の写し
- (5) 事務所の主要、同種・類似業務実績を証する書類（契約書の写し等）

以 上

秋田南中学校・築山小学校・中通小学校併設校整備に伴う
基本・実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル
技術提案書作成要領

令和6年12月4日
秋 田 市

1 基本事項

プロポーザル方式は、設計業務における取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、基本・実施設計業務委託契約締結後に技術提案書に記載された取組方針を反映しつつ、発注者との協議に基づいて行うものとする。

本要領において記載した事項以外の内容を含む技術提案書を提出した場合、失格とする場合があるので注意すること。

2 様式

技術提案書の様式は、様式8から様式14のとおりとする。

3 記載要領

記載方法の留意事項は以下による。

(1) 担当チームの経験・資格（様式9）

担当チームの総括責任者、各担当主任技術者、各担当技術者（各1名のみ）について、経験、資格、主な業務実績、手持業務の状況等を様式に従って記載する。

なお、ここに掲げた技術者は、病気、死亡、退職等特別な場合を除き、変更することはできない。

(2) 総括責任者の主要業務実績（様式10）

（様式9-①）において、総括責任者の主要業務実績に掲げた業務のうち、2件以内を選んで、施設概要、設計コンセプト、写真等をA4版各1枚にまとめる。

(3) 建築担当主任技術者の主要業務実績（様式11）

（様式9-①）において、建築担当主任技術者の主要業務実績に掲げた業務のうち、2件以内を選んで、施設概要、設計コンセプト、写真等をA4版各1枚にまとめる。

(4) 協力事務所の概要（様式12）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従って記載する。

(5) 業務実施方針及び手法（様式13）

業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に重視する事項（提案を求めている課題を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項をA4版1枚に簡潔に記述する。

なお、提出者（共同企業体の構成員、協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体

的な社名等)を記載してはならない。

(6) 課題に対する提案(様式14)

課題に対する基本的な考え方を、各課題A3版1枚以内で簡潔に記載する。

その際、文章を補充するための最小限のイラスト、イメージ図は使用してよいが、設計図、模型(模型写真)、透視図(内・外観)等(コンピューターグラフィックスによるものを含む。)による設計の内容が具体的(配置図、平面図、立面図等)に表現されたものについては、説明書の6(5)により失格とする場合がある。

4 添付書類

技術提案書の提出にあたっては、次の書類各1部を添付するものとする。

- (1) 事務所の技術職員および担当チームの構成員の資格を証する書類(免許証の写し等)
- (2) 総括責任者および建築担当主任技術者の業務実績を証する書類(契約書の写し等)

以 上